

平成20年3月 4日開会

平成20年3月21日閉会

平成20年3月

第1回定例会会議録

(第3日 3月18日)

小豆島町議会

平成20年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第3号)

平成20年3月18日(火)午後1時30分開議

第1 一般質問

開議 午後 1 時30分

議長（中村勝利君） こんにちは。

大変お忙しいところお集まりくださいましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後 1 時30分）

住民福祉課長より発言許可の申し出がありましたので、発言を許可いたします。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 去る 3 月 5 日開催の第 1 回小豆島町議会定例会 2 日目の議案第 7 号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の中で、15番鍋谷議員からの義務教育就学前の児童数と件数、70歳から74歳までの人数と件数のご質問がありました。この場をおかりしてお答えいたしたいと思います。

国民健康保険では、被保険者数につきましては、私どもの調査では 5 歳刻みになつておりますので正確な数字はちょっとお示しできませんが、就学前児童数、9 月末現在で約 110 名、受診件数は 11 月診療分で 97 件でございます。70 歳以上 74 歳未満の方でございますけど、9 月末現在で 1,102 人、受診件数は 11 月診療分で 612 件となっております。以上でございますので、よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 直ちに日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

議長（中村勝利君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5 番谷議員。

5 番（谷 清君） 私は、2 点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、去る 2 月 27 日、農水省東北農政局が米のつくり過ぎは資源のむだ遣いでもったいないとのポスターを作成し、配布をされた米づくり農家に総スカンを食ったとの報道がありましたが、本町では全くの逆でありまして、田んぼが何もつくり荒れ果て、家の近くでは背丈ほどにも伸びた雑草や木が生い茂り、せっかくの先祖伝来の田んぼを遊ばせ、これこそ本当にもったいないと言わざるを得ないわけであります。

つい最近でございますが、小高西の田んぼの中を神懸通にかけて農道がつくられており、大切な予算をかけてやるとなれば目的があるのかと思いますが、それは恐らく農業の

振興策なのか、それとも一定期間を経て宅地にできるようになるのか、いろいろとささやかれておるわけでございます。私も含めてわからない人がおりますので、この点お伺いをしたいと思います。

次、2点目は、昨年12月の夕刻7時過ぎに民家が全焼する火事がありました。幸いけが人も出さず、立て込んだ地域にもかかわらず類焼を免れましたが、消火に当たっては常備消防が早くに駆けつけ、かなり離れた消火栓よりホースを引っ張り、消火に取りかかったわけでございますが、時間的に食事の支度、片づけ、早いところでは入浴と重なり、水圧がなく、消火に手間取ったと言われており、あわせて自治消防が何の役にも立たなかったとぼろかすに言われた経験をしております。非常につらい思いをいたしました、そこで2つのことをお尋ねをしたいと思います。

1つは、ここ二、三十年ぐらいで住宅状況も全然異なってまいりまして、今まで田んぼだったところがかなり込み合って住宅ができておりますが、その火事のいった日は運よく風が全くなかったわけでございます。それで、1軒で済んだのが奇跡に近いなど、私はこういう印象を持ちました。そういったところで、この際消火栓とか防火用水の総点検をやり、今度の場合も防火用水タンクからとったのが一番水の出がよかったと言われておりますので、住民の生命、財産を守るためにも、防火用水の耐震性のあるものの新設も必要であろうと考えますが、この点いかがでありますでしょうか。

次に、自治消防についてであります。私は団員の一人として初期消火、交通整理が主たる任務だと理解をしておりましたが、このときに地区総代は自治消防団長に対してどのような指揮をとればよいのか、命令をすればよいのか、このあたりのかかわりにつきまして、どうすればよりベターなのか、ベストなのか、自治消防の本来のあり方についてお伺いをいたしたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の農道整備の目的についてでございますが、農道は農業用機械や農業用資材の搬入、または農作物の搬出など、農業生産活動を行うための重要な道路であることはご承知のとおりでございます。

また、農業活動の上におきまして、機能のみならず集落間の連絡道や、またバイパス、避難路など多面的な機能を持っておりまして、農作業の効率化、省力化や、短時間で安全な収穫と出荷による農産物の品質向上などの農業生産活動の促進とあわせて、農村地域の生活環境の向上を図ることが農道整備の目的でございます。ご指摘の草壁地区の農道整備

につきましては、担当課長から後ほど説明をさせます。

次に、2番目のご質問ですが、消防水利と自治消防団のあり方についてのご質問ですが、安心して暮らせる環境づくりは町政の大きな柱でございます。そのためには、消防水利の確保などの基盤整備とともに、住民の皆さんにもその一端を担っていただくことが大変重要になってまいります。今後の方向性につきまして、後ほど担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 5番谷議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、現在、草壁地区の小豆島高校西側から別当川にかけての水田地域内で農道整備を実施しています。この農地内にある既存の農道は1メートル程度のあぜ道で、生産資材、農業用機械、生産物の搬入搬出などに苦慮し、草刈りなどの維持管理にも多大な労力を費やしている状況で、地元関係者から農道整備の強い要望があり、できる限り有利な補助制度を活用して農道整備が行えるよう、平成17年度に採択された県営中山間地域総合整備事業により、平成19年度から立恵東2号農道として、農業用機械や車両の搬入など生産活動の条件整備により、農作業の効率化、省力化や維持管理労力の軽減を図り、耕作放棄地の発生防止を目的に整備を行っているものでございます。

また、平成20年度からは、この農道を東西に横断する農道整備を単独県費補助事業により予定をしているところでございます。

農業従事者の減少や高齢化、担い手不足などが進行している我が町にとりましては、幅員が狭小で砂利道など整備がおくれている農道の整備は、適正な農業生産活動が継続的に行われ、優良農地の確保や耕作放棄地を防止し、農業産地の維持保全と農村の環境の整備のために必要な事業でありますから、今後とも関係受益者と十分協議の上、有利な補助事業を活用して、農道など農業生産基盤の整備に努めたいと考えております。

なお、農業生産基盤が整備されましても、農業従事者自身の生産意欲が減退し、営農活動が行われなくては整備効果も薄れることから、小豆農業改良普及センターやJAなどの農業関係機関との連携を強化し、農地誘導化推進やその地域に適した農作物の推進、営農相談、支援などにより農業従事者の生産意欲の向上を図り、地域の特性を生かした農業産地の維持保全に努めたいと考えています。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 5番谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、消防水利につきましては、消防法に基づき国が定めております消防水利の基準に沿った整備を行っております。消火栓、防火水槽等の充足率は約60%程度でございます。これらにつきましては、消防署が定期的に点検をいたしております。また、この基準に該当しないような消火栓、井戸、ため池などの水利につきましては、消防団が定期的な点検を行っております。

そこで、ここで申します基準に基づく水利でございますが、防火水槽で申しますと常時利用可能な貯水量が40立方メートル以上であること、また消火栓につきましては150ミリ以上の配水管に設置された口径が65ミリのものとなっております。これが基準のサイズでございます。本町におきましては、基準には適合はしてありませんが水利として十分に利用できる消火栓の数は、基準に適合した以上でございます。ちなみに、池田地区では全部で消火栓が268基ございます。このうち、ただいま申し上げました基準に適合しておりますのは9基、内海地区では消火栓278基のうち、基準に適合しておりますのが100基ということで、基準以外の少し小ぶりなものにつきましては基準以上にたくさんあるということでございます。

ご指摘のとおり、近年中に南海地震等の大地震の発生が懸念されておりますので、耐震性の防火施設の設置が望まれるところではございますが、これもピンキリでございます。地上型の高いものになりますと3千万円程度のものから地下式の鋼鉄製のもの、コンクリート製のものありますが、ここでひとつ申し上げておきたいのは、ただいま町で設置しております防火水槽も、これは国の補助基準に適合いたしました耐震性のあるものでございますので、特別に耐震性で大きな金をかけてというものではないわけでございます。ただ、今つくっております防火水槽につきましても、1基当たりの建設費が数百万円します上に、数十坪の土地と重機が入れる道路が必要になります。このようなことから、自治会から要望があり土地の提供があった場合に、消防署と必要性を検討しながら設置をいたしております。

また、消火栓の設置につきましても、自治会の要望や消防署と協議をしながら、経費面を考慮いたしまして、水道管の布設工事等にあわせて設置をいたしております。防火水槽と消火栓の両面で充足率100%を目指して進めていきたいというふうには考えております。

なお、平成19年度は防火水槽の設置をいたしてありませんが、18年度におきましては二面の町営住宅跡地に設置をいたしております。また、直近の計画といたしましては、内海中学校体育館建設の後にこれに隣接したところへ防火水槽を設置したいと、これについて

は防火水槽とあわせて、災害時の体育館が避難所になりました際の飲料水もここから提供ができるような形にしたいというふうに考えております。

ちなみに、先ほどお話が出ました昨年末の片城地区の火災につきましては、消防にも十分聞きましたが、消防署は現場から約150メートル離れたところにあります150ミリの水道本管に設置された消火栓を使用、また消防団は周辺の防火水槽を使用しておりまして、水利には比較的恵まれたところでございますので、谷議員おっしゃるような水圧の低下はなかったというふうに聞いております。非常に火の回りが早く短時間で全焼したために、水圧が低かったとか、消火に手間取ったように見えたのだと思われま。

2点目の自治消防団の本来のあり方についてでございます。

自治消防団は消防団という名称がついておりますが、これは消防組織法にいうところの消防団とは無関係でございます、あくまでも今、自治会をお願いをしております自主防災組織でございます。

一般的に自主防災組織の役割として期待されておりますのは、防災というように日ごろの見回りや啓発など、火災の防止活動や消火訓練でありまして、通常の火災等におきましては通報あるいは初期消火に努めることなどでございます。また、阪神・淡路大震災で最も防災のために機能したのは地域住民であったということがありまして、大規模災害時における自主防災組織の活躍は特に期待をされております。その活動といたしましては、避難及び避難生活に必要な活動、地域住民や災害時要援護者の情報を把握し、必要な情報を消防や行政に連絡するか、または主体的に救助等を行うことなどでございます。

なお、本町での火災発生時に、自主防災組織の皆様方には通報でありますとか初期消火はもちろんでございますが、特に消防車両の火災現場や水利への誘導、また周辺の安全管理などをお願いしたいと思っております。先ほど谷議員がおっしゃったとおりでございます、たくさん消防団が集まってまいりますので、水利の位置を教えていただき、交通整理をしていただき、そういったことを旧来から内海の自治消防団にもお願いをしてきたところでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 今、農林水産課長の方からご答弁をいただきましたが、このJAとか普及所ですか、これと連絡をとりながら農業の方を進めていくということでありましたけれども、それでもなおかつ空き地が出た場合には、雑草をつくるのがこれはまたほんまにもったいないということで、黒人のワンガリ・マータイさんも「もったいない」という日本語を世界じゅうに広めようと、こういうような意気込みで力を入れて「もったいな

い」という言葉をあちこちで発言をされておりますけれども、こういうときに県、それから町のオリーブ課、そのあたりとタイアップいうんか協力して、何もつくらんのであれば町が借り上げてオリーブでもつくと、また野菜でもつくろうかという人たちが出てくると思うんです。だから、この前の委員会で農林水産課長は営農の指導まではできないというような物の言い方をされておりましたけれども、それは農林水産課がやるのではなくて普及所、今言ったようなＪＡ、そこら辺に働きかけて、そしてなるべく資源を生かす。これも東北の場合と全く逆になるわけですけれども、そういうやり方をしていただかないと、何どいや草ばつくてからにどうなる、蚊も多いし、木が茂ってから日が当たらんやんがいやという田んぼが大分あるわけです。その辺を十分に調査をしていただいて、あと土地を生かせるような仕組みづくりを何とか考えていただきたいと、このように思います。

それから、今、総務課長の答弁で、水利からの水はそんなに出が悪うなかったということでありましたけれども、近所の人たちは救急車待ったり消防車待ったりするのが10分かかって30分かかったと、こういうような受け取り方をされるわけでございますけれども、私が言いたいのは、地区の総代、それから自治消防の団長、恐らくまだ町でも総会があるかと思うんです。そこで、そのあたりの今言われたこと、総務課長にお願いをしておきますが、しっかりと自主防災、これを守ってくれよと、総代にもこれは自治消防やったから、どちらが先になるかわかりませんが、そのあたりを徹底してもらいたいんです。だから、おまえら邪魔やうて言われたときもあるらしいです、自治消防のヘルメットをかぶっておきながら。この前、たまたま大阪屋さんのところの防火水槽、あそこからとったのが消防車のポンプいっぱい、力いっぱい出たと、こういうことが物すごく近くでは印象に残っておるわけなんです。だから、もし総代さん、自治連合会の会長さん、それから自治消防の団長、集まったときには役目といいますか、今言われたことを徹底して説明をしていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 5番谷議員さんおっしゃるとおりで、我が町以外にもほかでも農業振興関係につきましては、農地の遊休地化、荒廃化問題というのが大変大きな課題であろうかと思っております。それで、先ほども申しましたように生産基盤整備が行われ耕作条件のよくなった土地、そういうところを中心にＪＡ、普及センター等々関係機関とも協力をして、また今進めております移住促進とも絡めまして、そういう新規就農者等も一緒になって、農地の貸し借り、誘導化を推進していき、また農地の栽培者にもこういう作物をつくったらいんじゃないですかというような推進というような方策に努めていき



いと考えております。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、町民の暮らし、医療、福祉を守る立場で、次の3点について質問をさせていただきます。

まず第1は、内海地域に学童保育設置を求めることについてです。

共働き、ひとり親家庭の子供たちは、放課後や夏休みなどの学校休業日には子供だけで過ごすこととなります。保護者が働いている間、子供たちが安全で充実した生活を送ることができるようにとの願いからつくられてきたのが学童保育です。この共働き、ひとり親家庭の子供たちの放課後と学校休業日の生活を守るのが学童保育の役割です。そして、このことを通して親の働く権利と家族の生活を守ります。今日、働きながら子育てする家庭にとって、学童保育は保育所と同じようになくてはならない施設です。国も学童保育の必要性を認め、1998年4月1日より放課後児童健全育成事業という名称で児童福祉法並びに社会福祉法に定められ、法律に基づく事業として施行されております。

児童福祉法は、市町村の役割についてはみずから本事業を行うほか、利用に関する相談、助言を行い、連携を図るなど、利用の促進に関する努力を義務づけています。厚生労働省は法施行に伴い、市町村は地域の多様な社会資源を活用して、多様かつ柔軟な形で地域のニーズを的確に把握し、本事業が円滑に実施されるように求めています。2007年10月には学童保育のガイドラインを策定しました。現在は、国の少子化対策、仕事と子育ての両立支援策の重要な柱に位置づけられています。

ところが、本町は、池田小学校区では学童保育が行われておりますが、内海地域では実施されておられません。そのため、内海地域の働く保護者からは学童保育実施への強い要望が出されています。これまでは民間保育所で行われている学童保育を利用することで何とかのいでいでしたが、希望者の増加で、この4月からは全員の受け入れができない事態になっております。現在民間を利用している人も、保育料や施設面など、本当に安心して利用できる状態ではないと思います。同じ町内でありながら施策に差があるのは問題です。

次世代育成支援の立場からも、町民の切実な声にこたえ、内海地域での学童保育の実施を求めます。いかがでしょうか。

次に、内海病院の改善と充実についてです。

町長は、施政方針で「内海病院については、医師を初め必要な医療スタッフの確保や職

員の資質向上に努める」、「町民から信頼される病院づくりを進める」、「基幹病院として、医療水準と患者サービスの向上を目指す」と述べられましたが、具体的にはどのようにお考えでしょうか。

内海病院は、地域医療を支え、命と健康を守るかけがえのない役割を果たしており、病院職員もその役割を果たすために日々取り組んでおられます。内海病院で助けてもらったとの町民からの感謝の声も聞きます。しかしその一方で、町民からさらによい医療を求める不満や要望の声も多くあるのも事実です。患者や家族に対する医師、看護師などの対応の問題、医師への不信、不十分なリハビリの問題などなど、それらの声にこたえた改善策を示して、充実と改善を行っていただきたいと思います。

特に、日本人の死因でがん、心臓病に次いで3番目に多い脳出血や脳梗塞などのいわゆる脳卒中は、命にかかわる病気であるとともに、後遺症によってその後の生活に大きく影響を及ぼします。一命を取りとめても、麻痺や意識障害などの重大な後遺症を残すことがしばしばあり、介護が必要となる原因としては現在で最も多いものです。しかし、今、治療法、リハビリは急速な進歩を遂げています。先日、NHKの番組でも取り上げられていましたが、発症直後のなるべく早い時期から始めるリハビリテーションの重要性が明らかにされておりました。そこで、ぜひ内海病院でもリハビリテーション科に専門の医師を置き、最新の治療、リハビリを受けられるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、今、お産ができない、急患の受け入れ先がないなど、全国各地で地域医療の崩壊が進んでいます。中でも公立病院は赤字が深刻で、存立さえ危ぶまれています。ところが、総務省の公立病院改革懇談会が昨年12月取りまとめた公立病院改革ガイドラインは、医療崩壊の根本的な対策を放棄し、病院の経営効率のみを強調しています。医師、看護師不足の解消など、国民の命と健康を守るという地域医療体制の充実確保の視点は全くありません。

安倍内閣が2007年6月に閣議決定した経済財政改革の基本方針2007では、5年間で国、地方で1兆6千億円削減すること、そのために国の社会保障費を毎年2,200億円減らすことを打ち出しました。こうした路線に基づいた社会保障改革の主要な一つがこのガイドラインであり、公立性の追及を最優先した公立病院の再編縮小と廃止の推進です。しかし、今日のような地域医療と公立病院の危機の根本には、社会保障制度の連続改悪による診療報酬の引き下げと患者の負担増による受診抑制、さらに地方交付税の大きな削減があります。公立病院の診療体制をさらに弱体化し、財政支援を削減するのでは、危機からの脱出

は望めません。

2月26日の衆議院予算委員会では、日本共産党の高橋千鶴子議員が、医師、看護師不足の解消による医療体制の充実、公立病院への交付税増額を要求しました。増田総務相は、医師不足も病院経営に大きな問題になっていると述べるとともに、僻地にある公立病院などへの交付税措置は、来年度、充実強化させなければならないと答えざるを得ませんでした。公立病院は、地域の実情に応じ、人口が少ない不採算地域での高度医療、救急医療、小児医療、産科医療など、民間ではできない不採算部門を担い、住民の命と健康を守る地域医療の中核的な役割を果たしています。憲法や医療法に基づいた国民の医療を受ける権利に対して、行政がその責任を果たすために医療提供を行っているのです。国と地方からの支援がなければ9割の病院が赤字となります。政府は今こそ医療費の総額抑制政策を根本から見直し、安心して暮らせる地域医療へ転換すべきではないでしょうか。

町として、国の責任による医師の緊急確保や医師養成数の抜本増、勤務員の労働条件改善、構造改革路線の転換などを求めて国に働きかけることを求めますが、いかがでしょうか。

最後に、後期高齢者医療制度についてです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上という特定の年齢だけを対象にした世界に例のない医療制度です。75歳を過ぎると、強制的に今の保険制度から脱退させられて、後期高齢者だけの医療保険に組み込まれ、保険料は年金から天引きで徴収されます。つまり、今まで医療保険の扶養家族になっていた人も、75歳以上であれば家族から引きはがされて後期高齢者医療制度に強制加入させられ、全員が保険料を強制的に徴収されることとなります。しかも保険料については、75歳以上の人口比の上昇に伴って自動的に上がる上、後期高齢者の給付費が増大した分も上乗せして上がっていき、将来的にも大幅な値上げが続いていく仕組みになっています。

また、医療内容も変わり、75歳以上の後期高齢者の診療報酬が別建てにされ、差別医療が押しつけられる危険性も指摘されています。政府は後期高齢者の特性を、治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えるなどと規定をしています。いずれ避けられない死を迎えるからといって治療をおろそかにすることなど許されません。制度の中身が知られてくる中で、高齢者、国民、医療機関などから一斉に批判の声がわき起こっております。制度の中止撤回を求める意見書も、全国の自治体の3割、512自治体から出されています。

岐阜県大垣市では、自民党市議会会派が後期高齢者医療制度に断固反対、国に対して制

度の廃止を強力に要望してまいりますと書いてあるチラシを配ったそうです。政府も、現行制度で健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することを半年延期するなど、医療改悪の一部凍結を言い出さざるを得なくなっています。これは、制度の破綻をみずから認められたものにほかなりません。厚労省の元幹部、職員すら早期破綻を認めており、このような後期高齢者医療制度は4月実施を中止撤回する以外にありません。町として、国に対し制度の4月実施の中止撤回を求めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、後期高齢者医療制度になると、無年金者や年金が月1万5千円未満の人などは保険料が窓口納付となり、保険料を1年以上滞納し悪質の滞納者とされると保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書を発行するよう定められています。そうすると、かかった医療費を病院の窓口で一たん全額払わなければなりません。現行の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は、被爆者や障害者と同じように保険証の取り上げは禁止されています。医療を奪われたら、直ちに命にかかわるからです。全国保険団体連合会の全国調査でも、国保資格証被交付者の受診率は一般被保険者の51分の1になっているという深刻な受診抑制の実態が明らかになりました。今、74歳以下の国保では、生活苦で保険料を滞納した人が国保証を取り上げられ、病院に行けずに重症化、死亡する事件が続発しています。医療保障なしでは生きていけない高齢者からの無慈悲な保険証取り上げは許されません。町は保険証の取り上げをしないようにすべきです。いかがでしょうか。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の内海地域に学童保育設置をとのご質問でございますが、これは後ほど教育長から答弁をいたします。

2点目の内海病院の改善と充実に関する質問ですが、内海病院は町内の開業医が減少する中で、地域に必要な医療を提供するために診療科や医療機器など設備の充実を図ってまいりました。

小豆島の基幹病院として、だれもが安心して暮らせる地域包括医療体制の充実を図る中核施設といたしまして、また離島小豆島の救急医療体制の確保を担う医療機関としての重要な役割を担っていますので、今後とも改善と充実を図ってまいりたいと考えております。質問の詳細につきましては、後ほど病院事務長から説明をさせます。

3点目の後期高齢者医療制度に関するご質問ですが、これまで我が国の高齢者医療は老人保健法に基づく老人保健制度を軸に運営されてまいりました。この老人保健制度は、高齢者が国保や被用者保険など、それぞれの保険に加入したままで国保や被用者保険からの

拠出金と公費をもとに市町村が運営する方式であったことから、保険料の決定、徴収は各被保険者が加入する保険者、給付は市町村と別主体であり、給付と負担の関係が不明確であるという指摘があったところであります。

こうしたことから、国の医療制度改革の一環としまして、健康保険法の一部を改正する法律が施行されまして、給付と負担の関係を明確にするるとともに、医療制度を社会全体で支えていくなどの観点から、国保や被用者保険からの支援金や国庫負担金などの公費と高齢者に応分の負担をしていただく保険料などを財源とした、後期高齢者医療制度が独立した制度として平成20年4月からスタートすることになったところであります。

また、後期高齢者医療制度では、運営主体を市町村ではなく都道府県ごとに全市町村が加盟する広域連合としたことから、保険料などで広域化が図られ、より安定した財政運営が期待されるところであります。小豆島町としましては、現在のところ中止撤回を求めることは考えておりませんので、ご了承を賜りたいと存じます。

次に、資格者証の発行につきましては、深刻な問題である保険料の未納問題に対し有効な対策であり必要であると考えますが、滞納者の不利益処分となることから、行政手続法第13条の規定により弁明の機会を付与いたしております。また、町としましては納税者との接触の機会を確保し、保険料の納付を推進し、資格者証、短期証の交付対象者をできる限り減らす努力をしております。特に、相手が高齢者ということもあり、生命の危険に陥りかねないことから、保険者である香川県後期高齢者医療広域連合とも連携しながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、児童の放課後対策としての国の施策としまして2つございます。

1つは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の1年生から3年生に対して、適切な遊びや生活の場を与えることを目的にした、厚生労働省が創設した放課後児童健全育成事業であります。

もう一つは、平成19年度から新しく文部科学省が創設いたしました放課後子ども教室推進事業でございまして、子供たちのだれもが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するため、地域の方々の参画を得て、子供たちの安全・安心な居場所づくりを目的とした事業であります。

国では、この2つの事業を一体化いたしまして、文科省と厚労省が連携をし、総合的に

実施する放課後子どもプランを推進しているのが現在でございます。

また、県におきましても、県教育委員会と健康福祉部が連携のもと、平成19年度に香川県放課後子どもプラン推進事業実施要綱を定め、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援しているところでございます。

本町におきましては、放課後児童クラブを平成16年度から池田小学校区において実施しており、平成19年度では26名の児童が利用している状況でございます。

内海地域には、ご指摘のとおり現在民間の施設はあるものの町営の施設はなく、一部の保護者の方から池田放課後児童クラブと同様の施設の設備を望む声が上がっていることは十分承知しております。

しかしながら、この問題につきましては、当事者のみならず家庭や地域、また民間施設などにも大きな影響を与えることなどが予想されます。これに対応するため、今後、県放課後子どもプラン推進事業や他の市町の動向、内海地域の放課後児童の状況などを調査研究し、児童福祉関係者や社会教育関係者、PTA、学校、有識者などと、さまざまな面から議論、協議を重ね、内海地区の現状に適した放課後児童対策を検討していく予定にしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 15番鍋谷議員の質問にお答えをいたします。

内海病院の医師につきましては、現在、県から自治医大卒業生の派遣2名と、外科は阪大からの派遣2名、その他の診療科につきましては香川大学からの派遣15名、それと院長の計20名の常勤医師に加えまして、非常勤医師12名で診療に当たっております。充足している状態ではありませんが、不足している診療科の常勤医師派遣を医局の方に要望しておりますが、大学医局も医師不足で派遣病院から医師の引き揚げ等を行っている中で、内海病院へは小豆島の中核病院という認識のもとに、十分とは言えませんが継続して医師を派遣をしてくれております。また、看護師につきましては、毎年、助産師と看護師の募集を行っておりますが募集人員だけの応募がなく、平成20年度には退職者の数をカバーできない状況となっております。施設基準に合った看護時間を確保するために、年齢制限を緩和するなど募集方法等を検討いたしまして、看護職の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、医療スタッフには、医学会や研修会への参加を促して医療技術の向上を図っております。患者や家族への対応に問題があった職員にはその都度注意をして指導をしております。

ますが、今後もこのような苦情のないよう指導をしまいたいと考えております。

それと、リハビリテーション科に専門医の配置をとのことでございますが、脳血管の患者さんには、脳出血やクモ膜下出血には手術が必要な患者さんもおられますし、脳梗塞の早期治療の患者さんには、専門医の管理のもと薬の投与が必要となりますので、脳神経外科医のいる島内では土庄中央病院、島外では高松市民病院や香川大学医学部附属病院、県立中央病院と連携をとり、初期治療をお願いをしているところでございます。回復期になりますと内海病院へ転院して、内科医師、整形外科医師が参加をします定期的な検討会を持ち、状態に応じたりハビリを行っております。

内海病院では、リハビリテーション科に専門医師というよりも、まだ整形外科とか外科、内科の医師の方が必要度が高いので、専任のリハビリの医師の配置は考えておりません。

医師の増員、確保の問題や勤務医の労働条件改善等についての要望は内海病院だけの問題ではなく、内海病院の所属する上部団体であります全国国保診療施設協議会や全国自治体病院協議会から国に対して強く要望しているところであります。また、公立病院改革プランの作成に当たりましては、関係団体と連携をとりながら、島の中での地域医療の必要性や公立病院の役割等を踏まえ、将来に向けて良質な地域医療が存続できるよう検討していきたいと考えております。また、地域によって偏在化が見られる香川県へも医師、看護師不足が深刻な中山間部や島嶼部の国保診療施設への配置や医療計画の作成、公立病院改革について、香川県国保地域医療推進協議会と香川県国民健康保険診療施設協議会の連名で県知事まで要望書を提出し、地域医療確保のための働きかけを行っているところでございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 学童保育についてですけれども、保護者は子供が安心して生活ができる場としての学童保育を求めています。先日、幼稚園の卒園式がありましたが、幼稚園を卒園した途端に子供たちは行くところがなくなるということで困る実態があります。祖父母とか親戚に見てもらおうといいましても、夏休みなど長期休業の時期もありますし、今教育長は調査研究、検討と言われましたけども、その結果はいつ結論が出るのか、早急を実施する方向で研究、検討していただきたいと。できるならば来年度、途中で早い時期に実現できるように検討していただきたいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。町長は、この点どのようにお考えなのか、予算も要ることですし、町として町長のお考えも伺いたいと思いますが、いかがですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 学童保育の問題でございますが、池田の方ではもうそれをやっておると、内海の方ではそれはまだ不完全だと、こういうふうなご意見でございます、これは先ほど教育長が申しあげましたように、前向きにそれを解決すべく答えを出さにかいかんと思います。したがって、教育長の答えも3年も4年も先やというようなことではないと、これはこれから早急に考えて、来年度にはできたら何とかしたいという意向だと私は思っております。私もそう思います。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（岡 秀安君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えします。

目安としましては、10月をめどに答えを出したいと現時点では思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

もう時間がないので簡潔にお願いをいたします。

（町長坂下一朗君「議長」と呼ぶ）

町長。

町長（坂下一朗君） ちょっと訂正させていただきます。

私の一存というわけにはいきませんので、先ほど説明いたしましたようにPTA、また学校、有識者などにも相談をさせていただいて検討させていただきます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 町長が来年度にはと言われたので、これはと思って喜んだんですが、10月をめどというのは、もう少し具体的には、10月に結論が出るということなんですか。いつごろ……。濟いません。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（岡 秀安君） 現時点、厚生労働省の補助事業を受けております。その分の締め切り、文部科学省、それも検討いろいろありますが、それぐらいに結論を出さないと間に合わないということで、それまでには結論を出していきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、雇用環境の問題として町の臨時職員等の関係する問題について何うのと、不公正な同和行政を早急に終結へ向けた取り組みをという問題、町財政の危機を招く内海ダムの再開発問題、この3点について町執行部の皆さんにお尋ねをいた



します。

まず1つは、小豆島町臨時職員等に関することについてであります。

小豆島内において、求職者からは働きたくても雇用の場が難しいと言われます。町役場は就職、再就職する町民にとって貴重な雇用の場であります。そこで、嘱託職員、臨時職員の雇用に関して伺います。

小豆島町臨時職員等に関する要綱においては、臨時職員等の雇用期間で、「ただし、任命権者が特に必要と認めた場合を除き、60歳に達する日以降最初の3月31日を超えて雇用しない」となっていますが、例えば他の事業所を退職した者が58歳とするならば、採用を申し込んだ場合、雇用しようとする課長、人事担当課長段階で受け付けられないケースがあるのでしょうか。あるとすれば、それはどういう理由が上げられるか伺います。

また、雇用期間については、就職、再就職を求める状況がある中、60歳までを65歳に延長することが必要と考えますが、いかがですか。

臨時職員の賃金は時給にして安く、ボーナスもなく、正規職員との賃金格差があり過ぎると思います。内勤で事務系統の仕事は、臨時も正規も同じような仕事をしていると思います。臨時職員は雇用不安がある中、懸命に仕事に取り組んでいます。

日本共産党は、最低賃金法を改定し、時給千円を目標に抜本的に引き上げることを強く求めています。

生活の安定確保や士気を高めるためにも、小豆島町臨時職員の賃金を引き上げ、正規職員との賃金格差を是正すべきだと考えますが、いかがですか。

2番目、不公正な同和行政についてであります。

地域改善対策特定事業特別措置法が失効して6年、平成12年10月に行われた全国地域改善対策主管課長会議において総務省佐藤地域改善対策室長が、これまで同和行政は民間運動団体の要望にどう対処するのかという側面が大きかったが、一般対策移行はどのような施策が有効か見きわめていくものでなければならないと述べています。

本町においては、特定運動団体などとの親密な関係を強調していくような発言をもってさらに同和行政を推し進めようとするのは、同法に基づく特別対策の終了理由に背くものであり、住民の理解は得られないでしょう。平成19年度香川県包括外部監査においては、同和対策事業が一般対策へ移行したとはいえ、隣保館運営費補助事業等の人権同和問題にかかわる予算額は依然として大きいものと言えとし、改めて人権同和関連施策の必要性や実施内容等の再検討が必要であると述べています。

本町の2008年度同和対策事業で、1つ、他の団体とは格段の差をつけて特定団体への啓

発活動補助金など支出していますが、その団体に対して事業内容の詳細資料を提出し明らかにするよう、また補助金の大幅な減額を見直すこと。2つ、社会福祉施設、これは隣保館ですが、における惰性や不正を生みかねない長期人事配置など運営、事業のあり方を見直すことや、だれもが利用しやすい施設のオープン化を図ること。3つ目、教育費の個人給付（扶助費）は一般対策に移行すべきです。なお、同和対策事業の節の内容、内訳はどうなっているのか、後に文書によって提出を求めるものです。以上、同和対策事業の終結に向けた取り組みを求め、お尋ねします。

最後、3点目ですが、町財政危機を招く内海ダム再開発は即中止すべきだと考えます。

町長は、平成20年度の施政方針において、ダム本体工事の早期着工に対する意欲を示しました。その中で、行財政運営の考え方は、地方行政を取り巻く財政環境は引き続き大変厳しいものがありますと表現しています。町行財政において、内海ダム再開発は旧内海町から引き継がれた建設資本投資であり、これからも継続するとなれば町民にとって多大な負担をもたらすものであると考えます。

平成20年度当初予算一般会計は地方債残高の方が多く、企業に置きかえれば債務超過で倒産する状況。水道、病院、介護老人保健施設事業会計の資本的収支は毎年マイナスとなっています。

一般会計の地方債残高は人口1人当たり47万3千円で、特別地方債を加えれば1人当たり77万5千円にもなります。これは、赤ちゃんから寝たきりのお年寄りまで、多額な借金を負担させられていることになります。

施政方針にある「健全な財政運営を」というのであれば、聖域としている一つ、町民の多くが認識している、水がたまらない内海ダムの再開発を即中止すること。大きなダムをつくっても雨が降らなければ水はたまらないし、費用対効果を考えてもむだだと考えます。また、新たな事業のダム直下の公園整備に向けた用地買収、それによる借入金の増額と限られた一般財源の投入や内海ダム再開発費の増額など、むだな事業が計上されているなど、このまま突き進むのであれば町の財政危機はますます必至の状況になるでしょう。町民のためにこれ以上負担の押しつけはやめ、真に健全な財政方向に切りかえるべきです。以上、3点を伺います。よろしくご答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

1番目の臨時職員の待遇についてでございますが、まず第1点目の雇用年齢に関する質問ですが、ご承知のとおり臨時、嘱託職員につきましては、合併前から複雑多様化する行

政サービスに対応するために、それぞれの雇用条件により多岐にわたる職種の臨時、嘱託職員を雇用しておりました。合併後も急な人員削減は困難であるとのことから、合併時に小豆島町臨時職員等に関する要綱を策定いたしまして、この要綱に基づき、雇用及び勤務条件などの運用を行っております。

ご指摘の雇用期間につきましては、小豆島町職員の定年等に関する条例に基づく正規職員の定年年齢に準じまして、「60歳に達する日以降における最初の3月31日を超えて雇用しない」と定めております。しかしながら、昨年8月、人事院より給与などの改定についての勧告とあわせて公務員人事管理についての報告が出されました。その中に、高齢期の雇用問題として、「民間同様、65歳までの雇用継続を前提に、定年延長、再任用の義務化などについて、研究会を設けて総合的に検討」と報告していることから、今後、高齢期の雇用推進が図られるものと推測されます。

本町におきましても、国、県の動向を注視しながら、定年延長が施行されることとなれば、正規職員のみならず臨時、嘱託職員にも反映をさせていきたいと考えております。

2点目の採用時の年齢制限についてですが、雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から民間事業主においては、労働者の募集及び採用については、年齢にかかわらず均等な機会を与えることが義務化され、雇用対策法施行規則で定める場合を除き、年齢制限を設けることが禁止されています。

この規定自体は公務については適用除外されているところではありますが、さきに臨時介護認定調査員、スクールバス運転手を募集しました際には、定年年齢前までの方ということで募集いたしました。

今後も、合理的な理由があって例外的に年齢制限が認められる一定の場合を除き、できる限り、労働者一人一人に、より均等な働く機会が与えられるようにという法の趣旨に沿うよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の賃金についてですが、現在の臨時事務員の時間単価は約830円であり、期末賃金支給の制度も運用されており、島内の一般的事業の状況と比べ、特に低いということはないと考えております。

しかしながら、職員給与の改定などを勘案いたしまして、20年4月から賃金改定を予定しており、今後も民間などの動向を注視しながら見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2番目の同和行政に関する質問ですが、村上議員もご承知のように、昭和44年同和対策事業特別措置法から昭和62年の同和対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法

律まで33年間に3つの時限法が制定され、平成14年3月末をもって失効し、一般対策へと移行または廃止となりました。

また、県においても、法失効後4年間実施してきた同和対策単独事業13事業を見直し、17年度末をもって一部を残し一般対策への移行もしくは廃止をしております。

この間、本町におきましても、対象地区の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するため、生活環境の改善に関する事業、社会福祉及び公衆衛生に関する事業、産業の振興に関する事業、雇用促進などに関する事業、教育文化の向上に関する事業などを同和対策事業として実施してきたところであります。

しかしながら、住環境の整備などハード面は大きく改善されたものの、生活保護率、高校、大学への進学率に見られるように、依然として不安定で厳しい生活実態や教育、就労問題など、対象地区と地区外との格差があると考えております。これらの問題の解消を図るために、行政の責任において積極的に取り組まなければならない重要な行政課題であり、地対財特法が失効した現在においても、今なお解決されていない深刻な問題であります。

本町では、同和問題の早期解決を図るために、就学や就労などにつながる事業については継続して実施してまいりたいと考えております。

事業への取り組みにつきましては、担当課長から後ほど説明をさせます。

3点目の質問でございますが、内海ダム再開発事業は、別当川の治水対策と本町の水道用水確保のため、平成15年に香川県と締結した協定書に基づき、共同事業者であります香川県と事業を実施しているものであります。

当事業は、平成14年度に事業採択をいただき、現在までに鋭意事業進捗が図られ、事業用地のうち、面積ベースで約97%の用地買収が完了しております。また、一昨年から町道及び県道のつけかえ工事も行われている状況でございます。

なお、当事業につきましては、食品産業界や地区労からも建設促進要望が出されております。また、平成15年11月には内海ダム再開発事業促進町民総決起大会が開催されまして、旧内海町民の8割を超える事業促進署名が行われました。このように地域施策に対してこれほどまでに住民の意思が示されたことはまれであり、住民の求める施策実現を担う行政の責任を再認識したところでございます。

財政面におきましては厳しい面もございますが、近年の湧水被害や悲惨な洪水災害を過去に幾度となく経験し、水害の恐ろしさを知っている多くの住民は、災害に脅かされない安全で安心のできる環境の実現を図る内海ダム再開発事業の早期完成を待ち望んでおられ

ますので、議会の皆様はもとより住民の皆様のご理解を得ながら、鋭意事業推進に努めてまいります。

次に、大きなダムをつくっても雨が降らなければたまらないし、費用対効果を考えてもむだとのことでありますが、私はそうは考えておりません。

昨今では、世界的に異常干ばつや、また異常洪水の報道がなされておりますが、いつ本町に干ばつや洪水の災害が起こっても不思議ではないと危惧をしております。このようなことから、治水、利水対策として内海ダム再開発事業を重要施策として行っているところでございます。

現在の内海ダムは、利水容量で申しますと約5万立方メートルで、内海ダム再開発事業については33万5千立方メートルで、約6.7倍の容量でございます。また、洪水調節容量は既設ダムが7万2千立方メートルで、再開発は58万立方メートル、約8倍の容量であります。安心・安全の観点からも治水、利水両面からも大きな効果がある事業であると確信をいたしております。

次に、ダム直下の公園整備に向けた用地買収、内海ダム再開発費の増額など、むだな事業が計画されているとのことでございますが、内海ダム再開発に伴い、地元からダムからダム軸に平行に約150メートル幅で用地を確保し、圧迫感の軽減や、また景観保持に努めながら地域活性化につながる有効利用を図る旨の要望がございました。この約150メートル間の環境スペースにつきましては、現在利用している粟地ダム公園施設が同等の規模でありますので、前例などから約150メートルとしております。

環境スペースの有効利用につきましては、地元対策協議会での意見をお聞きし、住民が利用できる利用計画とすることや、設置後の維持管理に多大な費用がかからない施設を計画することなどの意見を尊重し、多目的広場的な基本計画を行っています。なお、昨年12月に開催されました県の内海ダム景観検討委員会にも審議をお願いして、環境スペースの基本計画については了承をいただいております。

また、景観検討委員会では、施設計画案をもとに地元対策協議会などで継続して議論をすることなどが提言されておりますので、対策協議会とも話し合いを行い、進めていきたいと考えております。

なお、基本計画案につきましては、内海ダム再開発ニュース15号に掲載し、住民の皆様にお知らせをしております。また、盛り土にはダムの残土を有効活用し造成する計画としておりますので、再開発事業のコスト縮減にも寄与するものと考えております。

このようなことから、内海ダム再開発については治水、利水の両面から重要な事業であ

ることや、住民の生命、財産を守る事業でありますことから、今後とも香川県と協力し、早期にダム本体工事に着手できるよう努めてまいります。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の他の団体とは格段の差をつけて特定団体への啓発補助金などを支出しているが、その団体に対して事業内容の詳細資料を提出し明らかにするよう、また補助金の大幅な減額見直しについてでございますが、町が補助をしている各団体に対しましては、小豆島町単独町費補助要綱により毎年関係書類の提出を求め、事業内容については交付申請時に事業計画書、収支予算書等、実績報告時には事業実績報告書、収支精算書の提出を求め、領収書等の関係書類で確認を行っており、未執行額があれば町への返還をさすなど、該当年度で清算を行っております。

啓発活動補助金については、部落差別の解消に向けた地区内外での啓発活動及び地区住民の自立を図る取り組みが必要なことから、町内3団体、北条支部につきましては昭和46年から、橘支部につきましては昭和56年から、草壁支部につきましては平成5年から補助を行っております。

補助金の額につきましては、平成8年度の1,250万円をピークに年々減額をしております。平成20年度は予算額で660万円ということでございます。590万円の減額で、率にいたしまして47.2%と半減をしており、今後も活動内容を精査し適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の社会福祉施設における惰性や不正を生みかねない長期人事配置など、運営、事業のあり方を見直すことや内容のオープン化を図ることについてでございますが、本町には村上議員もご承知のとおり、城山会館、草壁会館、橘会館と3つの隣保館がございます。

職員体制につきましては、城山会館の館長は平成14年4月から、事務補佐員につきましては平成15年から、草壁会館の館長は平成7年から、事務補佐員は平成13年から、橘会館の館長は平成7年から、事務補佐員につきましては昭和61年から、専任の館長、嘱託職員として5年から23年勤務をしております。草壁会館と橘会館には一般職各1名、これにつきましては1年から5年の勤務をしておりますが、長期人事配置による惰性や不正を生みかねない状況にあるとは考えておりません。また、各館における運営状況、事業内容などについては、毎年隣保館の運営審議会において事業報告、決算報告、事業の計画、予算などの審議を行っております。

今後も、隣保館の運営につきましては、隣保館の設置運営要綱の目的にありますように、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施していきたいと考えております。

なお、隣保館事業につきましては、平成9年度から一般対策事業となっております。以上です。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 3点目につきましては、教育委員会の所管でございますので、私の方から説明をさせていただきます。

教育費の個人給付についてでございますけれども、事務局費、小学校費、中学校費、幼稚園費において、町単独の地域改善対策事業に係る経費を計上させていただいております。この経費ですけれども、対象地区の子供たちが幼稚園、小・中学校への就園、就学、それから高等学校、大学、短大への進学を奨励するため、就学支度金等を交付要綱に基づいて給付をしているものでございます。

村上議員がご指摘は、個人給付を対象地区に限定しない、通常の施策として一般対策に移行すべきということでありまして、対象地区の就労状況、それから生活実態はまだまだ対象地区外とは大きな格差がございますし、このことが教育の面にも影響を及ぼしているものと思っております。

特に、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、高校、大学への進学率を見ますと、平成19年度の対象地区の高校の進学率では、県平均が97.7%であるのに対して77.8%となっております。大学、短大への進学率では、県平均が50.2%に對しまして28.6%ということで、いずれも県平均を20ポイント程度下回った状況となっております。

このような実態からいたしますと、対象地区の子供たちが確かな学力を身につけることで将来の進路を確かなものとするためにも、教育費に係る個人給付を継続をし、生活の安定、向上を目指さなければならないというふうに考えてございます。以上、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、最初の1点目ですが、町長の方から20年から賃金改定を予定しているというふうに言われました。いつごろ、どのような賃金改定になるのか、考えているのか、伺いたいと思っております。

それと、臨時の介護とかホームヘルパー、スクールバスの運転手というふうなところで募集も求めたというふうなことを言われました。その点について、実際に運用の面において申し込みを行ったものが、これ教育委員会関係ですが、定年が60歳、雇用が60歳ということだったということであきらめたというふうな事例があります。それは、具体的に教育委員会の方にもそういう声が行ってると思います。そういう流れの中で、実際の運用の面について、少しでもそれが65歳ぐらいまでに雇用の継続が保障されてきているのかどうか。今年度もたしかスクールバスの運転手を採用したと思いますが、それについても雇用の継続が何年を実際は考えているのか。要綱においては60歳、3月31日を超えないというふうになっていますが、必要あれば、それは継続する理由はどこにあるのかを伺いたいと思います。

それと、同和行政の問題についてですが、まず隣保館の問題ですけれども、一般対策で隣保館は行政になりました。そういう流れの中で、実際は一般対策と言いながら、まだまだ閉鎖的な面が非常に強いというふうに思います。ですから、もっと他の地域もそこに入っていけるような事業なり、内容を一般化していくというふうなことが必要だというふうに思います。

県の外部監査意見書というのがあります。それを見ますと、隣保館のところについては、隣保館の主たる設置目的である相談事業の利用度が低いと言えると。隣保館の利用状況、利用率等を調査分析し、費用対効果の検証も含め施策の総合的見直しを検討すべきであるというふうな意見が出されております。平成12年度から調査、相当期間経過しているというふうなことをかんがみ、隣保館の利用状況についても、これは総合的見直しを求めものだというふうな外部監査委員の意見であります。

ですから、実際の地域における3つの隣保館においては、やはり他の地域、つまり福祉を目的にしたコミュニティーセンターであるわけですから、それをもっと一般施策であるならば、利用しやすい状況をもっとやるべきだというふうに思います。それが不十分だというふうに思いますので、その点についてどうなのか、伺いたいと思います。

それと、補助金の問題ですが、確かに……。

議長（中村勝利君） 村上議員、時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

14番（村上久美君） それと、運動団体についての補助金の精算額の明確化という点について、これも意見書がきちっと補助事業の内容、事業費を明確化するよう指導すべき、それと同和人権対策事業と言いながら、いろんな事業に対して重複している部分もあるので、これを清算すべきというふうな内容があります。その点についても、再度私は見



直すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、高校、大学の奨学金資金の問題ですが、奨学金については、これは町において……。

議長（中村勝利君） 先ほど注意しましたが、命令に従いませんので、発言の中止を命じます。

（14番村上久美君「答弁をお願いします」と呼ぶ）

総務課長。

総務課長（竹内章介君） 簡潔に答弁をさせていただきます。

臨時職員の賃金の見直しでございます。

民間準拠が最も重視すべきことだと思います。以前、委員会でも出たと思いますが、本町のヘルパー、民間と比べまして低賃金でございましたので、これについて見直しを行いましたのと、一般職の給与改定がございましたので、それに基づきましてベースアップを図ったところでございます。4月1日からでございます。

それと、60歳未満ということで募集をいたしました今回のスクールバス。基本は60歳というのはもう大原則でございます。特に、町長認めて申しますのは、当該職が特殊な資格、技能及び経験等を必要とするために適当な後任の採用が困難と認めた場合というのがほとんどの理由だと思います。スクールバスにつきましても、なかなかこういった大型の資格を持った人が少ないんじゃないかというようなことから、合併当初60歳を超えた方も継続して勤務をしていただきましたし、次がなければということで継続しておりますが、大原則でございますので、公募をいたしまして適任者がおれば年長者からやめていただくというのが基本でございます。以上です。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 14番議員の質問にお答えをしたいと思います。

隣保館のあり方等のご質問でございましたが、ちょっと余談になりますが、私、きょう午前中、星城小学校の卒業式にまいっております。これは鍋谷議員も同席しておりましたからご承知のことと思いますが、それで最後に卒業生が分担していろいろな言葉を出しておりましたが、その中で偏見と差別のない社会づくりというのが子供の口からくしくも出ました。やはり、今言われました隣保館はなぜあるのかということを深く考えていかなければならないと思いますし、隣保館につきましては地域の最終的にはコミュニティーセンターであると、差別の解消啓発、それからまた就職のあっせんとか、橘地域におきましてはたしかデイサービスなんかもしております。

私は、橋隣保館にはよく出入りするわけですが、あそこにつきましては地域の一つの公民館的要素というような形で非常に活用されておるということで、ほかの2館につきましてもその辺は基本として、開かれた隣保館であるべく今後とも指導していきたいと思ひますし、偏見と差別、この言葉をお互いによくかみしめていかなければならないんではないかなというふうに思ひます。

それから、団体への助成金等についてのご質問でございますが、ご質問の中で……。

それと隣保館、さかのぼりますけど、長期の職員の配置などにつきましてご心配をされておるようでございますが、そういうようなことがあったらいかんことございまして、やはり長年の経験を生かしてやっていただいておりますということございまして、その辺は指導をよくしていきたいと思ひます。

団体の助成金等につきましては、担当課長からもご説明申し上げましたように、余った場合はこちらへ返していただくと。必要な啓発、これを主体として団体の力をかたり、その地域の皆さん方と一緒にやっておるということございまして、何もなしに出しておるというようなこともございませぬし、ご質問の中で特に運動団体との親密関係を強調ということにつきましては、いささか私たちといたしましては少し異論もあるように思ひますので、特にそういうような親密な関係にもございませぬし、やはり議論すべきところは議論して、今後ともシビアにやっていきたいと、このように思ひます。以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は3時10分。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時10分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、2点質問いたします。

まず1点目、出会いの輪創出事業でお尋ねいたします。

社会福祉協議会と連携して、男女の出会いや交流の場づくりを強力に推進していただきたいと思ひます。以前にも質問いたしました、多くの男女が未婚であるという現状を何とかしなければ、島の経済活動の低下や少子化問題の根源であると言えないのでしょうか。この事業、今後どう取り組み、どう成果を上げていく予定なのか、お伺いします。

2点目、循環型社会の構築イコール商工業の振興イコールバイオマスタウン構想の実現

へということで質問いたします。

今申し上げましたこの3点、これからの社会では複合的に考えなければ、そしてまた実行、実現しなければ、地域として取り残されてしまうと私は考えます。町の基幹産業である食品産業界が、近年オリーブ振興特区に始まり食料産業クラスター事業へ、現状維持から上昇へ向け、産業界は前向きな姿勢になってきたと私は感じています。その中で、特産物づくりで全国で11品、小豆島はその11品中の3品種、つくだ煮、醤油、オリーブが本場の本物として認定を受けることができました。このことは、ほかの地区にはないことです。今後、この認定商品をより広く消費者に伝えていくことが大事なことだと思います。そうした中、産業界が廃棄物の処理という点で以前から頭を悩ませてきました。廃棄物を有価物に変えるバイオマスタウン構想の実現はぜひとも必要です。産業界だけでなく、町も国の機関と一緒に、一刻も早く実現できるよう取り組んでいただきたい。このことが町の税収基盤の強化、雇用の増大、人口減少の歯どめがかかることになると思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番植松議員のご質問にお答えをいたします。

少子化対策につきましては、昨年6月に小豆島町まちづくり総合プロジェクトチーム内に少子化対策部会を設置いたしまして、少子化に関するさまざまな問題について検討を重ねてまいりました。その中で、少子化の大きな原因となっている一つの独身男女の未婚化、晩婚化があります。これは独身生活の方が快適である、また女性の社会進出や趣味の多様化、ライフスタイルの変化などによる人生観、結婚観の多様化によるもので、小豆島町のみならず全国的な傾向であります。この未婚化、晩婚化については価値観の多様化の側面がある一方、過疎化や地域活動の減少など、社会環境の変化により、独身男女が出会う機会が減少することも一つの要因ではないかと思われます。

このことから、少子化部会で検討いたしました結果、スイートハート事業、出会いの輪創出事業と題し、独身男女による交流事業を提言いたしました。この事業の内容を申し上げますと、未婚者の多い小豆島町の独身男女の出会いを促進するため、男女の交流の場を設ける、まずは集まることから始める、輪を創出していこうとするものであります。

具体的には、対象となる独身男女で組織をつくり、計画実行をみずから手がけていこうとするものであります。独身男女は一般企業や商工会青年部、青年団、サークル、町職員などから10名程度を人選し、活動の核、スイートボムを数グループ程度づくり、それらの独身男女同士が語り合う中で別のグループにも声をかけていき、次第にグループを大きく

していく中でカップルの誕生を目指すというものでございます。

昨年度、社会福祉協議会が実施いたしました男女交流事業については、本年も継続して行うこととしています。

また、形式的な男女の交流ではなく、スイートハート事業では、継続的な交流を行うことにより、男女のカップルが誕生する確率を高めていこうとするものであります。ただ、行政といたしましては、あくまでも独身男女である本人が参加しようという意志を持った上でみずから判断し行動していくことを基本としており、成人男女の自由意思まで行政が責任を持つことはできないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目のバイオマスタウン構想についてお答えをいたします。

植松議員もご存じのとおり、食料品製造を基幹産業とする本町は未利用のバイオマス資源を多く有しております。中でも、廃棄物系のバイオマスにつきましては、醤油かす、つくだ煮製造工程から発する汚泥などに加え、オリーブの採油残渣など、大部分が利用されずに焼却処理や埋立処分をされております。

ご質問のバイオマスタウン構想についてであります。本町の基幹産業である食品産業から発生する廃棄物系バイオマスの利活用に加え、自然や農業に親しむ生活、環境に優しい平和な暮らしなど、オリーブライフのまちづくりを目指す上で、オリーブの剪定によって発生する枝葉など、未利用のバイオマス資源の積極的な利活用が不可欠であると考えており、バイオマスタウン構想策定の必要性は十分認識いたしております。

さらに、施政方針でも申し上げましたとおり、醤油かすを飼料化するための施設整備について、醤油協同組合を中心に検討がなされており、その事業に対する補助の採択要件の一つにもなっております。

なお、バイオマスタウン構想につきましては、地域における総合的な計画となりますので、産業界を初め関係機関との連携を密にいたしますとともに、役場内においてもバイオマスタウン構想に関する協議検討を進めるなど、策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 担当課長でということ質問のそこへ入れとったんですが。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 10番議員にお答えいたします。

担当課といたしましては、今町長が申し上げましたとおり、食品産業が中心であります

本町におきましては、当然食品の残渣等々、製造工程から出る残渣等々については、特にそれはバイオスタウン構想を策定した中で、地域内でのリサイクル、リユース、またそれと循環ですね、そういったものに取り組んでいくという、そういう地域にしていきたいと。また、食品産業中心でありまして、各企業非常に協力関係ございますので、そういった中でバイオスタウン構想については十分実現可能であろうと思っておりますので、積極的に構想策定に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は何で各担当課長かと言いますと、循環型社会の構築イコール商工業の振興イコールバイオスタウン構想というふうに3つの課が連携しなければ、1つの課でやったんでは、これはもうとてもじゃないけども従来どおりの部分ぐらいしかできないというふうに思っているの、各担当課の課長がどういうふうにやっていくかというふうな部分を聞きたいなと思ひまして、質問のところの項目のところ各担当課長というふうに書いておいたと思うんです。

それで、最初の出会いの輪の創出部分ですが、日本海の方へ去年は、去年いうたらいけません、行ったみたいですが、どういうふうになりましたかという、中のね、どうなったかという。日本海というのは非常に遠いいうんですかね、バスに揺られて、バスの中のお互いのコミュニケーションはとれるんかもわからんけれども、どういうふうになっておるのかと。それと、私が思うんは、そういうところもいいけれども、もっと近いところで、もっとたくさんの方が集まってくる可能性があるんじゃないかと思われるユニバーサルスタジオですか、ああいうふうな若い人が特に行きたがるんじゃないかなあというようなところも一つの候補地じゃないかなと思っております。

今さっき言いましたように、もし担当課の方でこういうふうな部分が言えるということありましたら、はい。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 昨年の12月でございますけど、私方、町の方から社会福祉協議会と協力しましてバスツアーを企画してみたらということで、当初男20名、女20名ということで募集をさせていただきました。ですけど、若干女の人の方が少なくて、女の人が14名になってしまいました。

その内容ですけど、私方もついていってはいないんですけど、帰ってきた若い男女の方にちょっと聞きますと、カニツアーということで日本海側の方へ出かけた。時間的にほとんどがバスの中ばかりだったので、何かバスにちょっと酔うたような感じになった人も

いたそうでございます。ただ、本当にバスの中ばかりで、外が寒いものですから、バスの窓が曇ってしもうて、もう中だけの話になってしもうたみたいです。それで、話は相当皆さん、男と女、若い男と女ですけど、話は弾んだみたいです。弾んで帰ってきとんですけど、その後その人らがどうなったかというのはまだちょっと私も行方は聞いておりませんので、その辺はあしからずよろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 10番植松議員のご質問の中での担当課としての考え方ということでございますが、このバイオマスタウン構想につきましては、廃棄物、また未利用のバイオマス資源を利活用することによって限られた資源をむだなく有効に使うと、それによって、地域の活性化の一つの手段として、まさに循環型社会の構築ということの目指すところであります。

そのためには、先ほど町長の答弁にもありましたように、産業界を初め関係機関との連携がもちろん重要ではありますけれども、一方では例えば家庭から出る生ごみなどの廃棄物を再利用というようなこととなれば、住民の皆さん方の理解と協力が不可欠でございます。

現在、生ごみは燃やせるごみということで、ほかのものと一緒に集められておりますけれども、生ごみを減らすということになれば、当然ごみの減量化と同時に小豆広域の小豆島クリーンセンターのごみの処理施設においても、必要な処理エネルギーの削減ということにもつながるものでございます。

今後は役場の中での協議の中で、これらについても取り組みの中で打ち出されれば、ごみの分別収集のまた細分化などについても取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、地域の未利用エネルギーの活用ということにつきましては、現在町内の民間事業者が昨年から廃食用油を原料とした植物性の軽油代替燃料、いわゆるBDFに取り組んで、既に製造いたしております。町としても総合計画にもうたっておりますけれども、事業者の省資源あるいは省エネルギーの取り組みであるということ、また環境に優しい燃料を製造できる町内の企業の育成という観点から、全面的に協力をいたしておるところでございます。現時点では、一部の民間事業者と町の公共施設から出る廃食用油を引き取っていただいております。将来的には、もっとこれ以外の民間事業者や一般家庭からの廃食用油もBDFとして再利用できるように範囲の拡大ができれば、温暖化の防止であるとか地域の未利用エネルギーの活用というような観点からも期待をしておるところでございます。

す。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） バイオマスタウン構想の一環としましては、農林水産業も関係あると思います。それで、農業残渣、また家畜排せつ物、そういうふうな、またそれから木の剪定木とか、そういうふうなのを堆肥化、飼料化。また、林業については、木材でチップ化、またはペレット化というようなんでバイオマス燃料ですか、そちらの方の利用というようなものを含めたバイオマスタウン構想の検討をしなければならないのではないかと考えております。そういうことで、ただこれはもうそういう関係者自身、自分たちの利益にもなるんだと、循環していけば自分たちの利益にもなるんだと、農業で言えば、そういう飼料化による有機栽培による農産物の付加価値、それから木材もそういうペレット化というような形での価値観の向上というような、また水産業についてもそういうことで山が守られれば、水産資源の育成というようなところ、全体に関係をしてくると思います。そういうことで、その関係者の理解、また協力も得ながら、みんなを引き込んだ、一緒になったバイオマス構想をしていくべきだと考えております。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 出会いの部分は、今の課長の方からの答弁で大体わかってきましたが、せっかくやったんだから、追跡調査じゃないですが、結果どうなりよんだというぐらいのところまでやっぱり調べていく必要があるんじゃないかなと思っております。そして、今後どういうふうに取り組んだら一番効果的なんかというふうな部分も探らなんだらいいかなというふうに思っております。

それで、今の2問目の循環型社会の構築という部分での商工観光課、農水課、環境衛生課、それぞれの考え方なり聞きましたけれども、どちらにしても横のつながりをとってやらなければならない結局事業に、バイオマスタウン構想をやろうとしたらですね、なってくるので、町の方でそういうふうなプロジェクトチームいうんですか、そういうふうなことをやる考えいうんですか、ただもう産業界はやってるから、それに今補助の採択要件を満たしたらええなというふうな部分じゃないし、生ごみもあれば廃油もある、それからほかの部分もあるというふうな形のもんがあるから、何とかそこらを横のつながりがなかったら、早く実現するということを考えれば、それをぜひやっていただきたいのですが、いかがですか。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 10番議員のご質問にお答えしたいと思います。ご案内のように、総合計画つくったとき、できましてから、小豆島町まちづくり総合プロジェクトというのございまして、現在オリーブ振興部会、それから移住交流促進部会、少子化対策部会、合内課長が言いましたのはこれ少子化ですね、それからアートアイランド推進部会、行財政総務関連部会。この中の、例えばオリーブ振興部会でできるのであればそれでやったらよし。今の件につきましては、ちょっと内部で検討して、一つにまとめるような方向で検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、ご理解ください。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 先ほどの社会福祉協議会との連携でやっとなる事業でございますけど、まず平成19年度はとりあえず何かやってみようということで、社会福祉協議会と協力してやってみました。それで、先ほど植松議員の方から今後いろいろ成果なり、今後の行方なんかをつかまえたということでございますので、私方としましても、毎年できれば継続的にやっていって、できれば同じ人が参加してくれるのがいいんですけど、その人らが早く片づいてしもうたら、もうそのときはやめていただくというふうなんで、ずっと継続的に事業は続けていきたいなと考えておりますので、その辺よろしく願います。

議長（中村勝利君） 次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は4つの点につきましてお伺いしたいと思います。

1つ目は、昭和20年代の昭和の大合併によりまして、旧内海町は6カ町村の合併によりまして内海町が誕生しました。旧池田町も時を同じくして池田町は誕生いたしましたと思います。そして、平成の代になりまして、所信表明の1ページにあります、平成の大合併で小豆島町が誕生したわけでありまして、平成の大合併は一段落したと書いてあります。日本全体の合併について、そして小豆郡の合併について、今日の状況、町長はどういう認識と感想を持っておられるか。

そしてまた、小豆島町と土庄町との合併は、この平成の代ではないと考えていてもよいのであろうかという点についても町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に2番目に、日本の人口は少子化とさらにその若者が大都市へ集中しようとしております。小豆島も今後極端に子供の数が減っていく見込みであります。これの大きな原因は、子供を産める若い夫婦が少ないことによります。若者の職場が少ないというのも一原因であります。さらに、結婚しない独身でいる若者もふえております。また、結婚したも



の離婚して、そのままシングルを通して再婚せずにいる若者も多く見受けられます。これでは子供は生まれませんし、人口は減るばかりであります。

先ほども話がありましたけども、土庄町でも出会いの場のチャンスをつくったそうですが、成功したとは聞いておりません。独身の若い男女が島外からも移り住んでくれるまちづくりをするためには、小豆島町独自の施策が必要ではないかと考えておりますが、町長のあるいはまた考えをお伺いしたいと思います。

次に3番目に、来年4月から福田小学校と安田小学校の統合によりまして、福田小学校の児童はバスにより安田小学校へ通学することになります。吉田からですと、35分のバス通学になります。特に橋峠付近は急カーブがあり、乗り物酔いの不安と心配もあります。幸いにも、4月から橋トンネルの工事も始まるとのことですので、取りつけの関連道路もあわせて一日でも早い完成を期待しております。

そこで、早期完成に向けまして、各関係方面へ積極的な働きかけをすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に4番目ですが、島を訪れる、そして宿泊する観光客が目に見えて減少しております。セラヴィ観光汽船の坂手阪神間の高速線は来月の4月13日から運航再開という約束でありましたけれども、先日のニュースのとおり、航路廃止ということが決定されました。町内の宿泊施設のある旅館は、インターネットを見ていただくとわかりますが、競売物件になっております。

そこで、今年から社団法人小豆島観光協会の会長に就任される坂下町長の尽力に島の観光の浮沈がかかっていると言っても過言ではないと思います。社団法人小豆島観光協会へは多額の補助金を毎年支出しております。その協会のあり方であります事務所は今土庄港の2階にあります。場所、そして協会を運営する人事をどうしようと考えているのかをお伺いしたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番浜口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の平成の大合併についてのご質問ですが、地方行政にとりまして大きな転換期となりました今回の合併がこれまでの明治20年代の合併や戦後昭和30年ごろの合併と大きく異なりますのは、それまでの合併が地方行政の根幹であります福祉や教育を円滑に進めていくために、地方自治体の規模を整えることに主眼が置かれたものでございました。これに対しまして、今回の合併は地方自治体に大きく権限をゆだねるということを見越した国の方策であり、地方自治体にとってその道を選ばなければ住民サービスに大きな影響が及

ぶ懸念のある仕組みとなっておりました。そのようなことから、旧池田町、旧内海両町におきましては合併という方策をとったわけでございます。その判断につきましては間違いはなかったと考えておりますが、国が行った三位一体の改革は地方交付税の大幅な削減により、地方自治体の財政に大きな負担となっております。都市部に人口が集中し、一部の地域に優良大手企業が存在する中で、所得税と個人住民税の比率を変えることだけで人口減少が進む地方の市町村の税収が大きくふえることはありません。どのように考えても、財政運営が厳しくなることは目に見えておりますし、地方交付税交付金の減額は都市と地方の地域間格差を広げてきております。

今後におきましては、道州制の議論や、これに伴う新たな基礎自治体の話が出てまいろうかと思いますが、現時点では昨年末にお示しいたしました小豆島町総合計画や中期財政計画に沿って、現在の枠組みである小豆島町の財政基盤を強固なものにすることが一番重要なことと考えております。これとあわせて、地域の魅力を高め、地域に誇りを持って生活ができる場をつくっていくことが大きな課題であると考えております。

土庄町との合併問題につきましては、将来的なビジョンといたしましては、前々から申しておりますように、島が一つになることがベストであると考えております。しかしながら、さきに申しましたように、現在の課題は小豆島町の地固めであり、本町として取り組むべき課題に力を注ぐべきときであると考えております。合併の要するエネルギーを考えると、これを分散させる合併協議に現時点で入ることは時期尚早だと思っております。

次に、少子化対策に関する質問ですが、小豆島町の学年別人口集計によりますと、平成17年度95名、平成18年度が86名、平成19年度は平成20年2月1日現在で76名となっており、昨年度とほぼ同じ水準となる見込みです。このように、依然として低い水準での出生数であり、少子化は急激に進行してあることから、予断を許さない状況となっております。

小豆島町の少子化対策につきましては、先ほど植松議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、昨年6月に小豆島町まちづくり総合プロジェクトチーム内に少子化対策部会を設置いたしまして、少子化に関するさまざまな問題について検討を重ねてまいっております。この中で、いかに出生数をふやすかということについても検討いたしましたが、全国的にも少子・高齢化が進んでおり、浜口議員の仰せのとおり、国においては少子化白書にありますように28項目の少子化支援策を、また県においても香川県人口減少対策推進本部を設置、「香川を創る「人」を増やすための10の方策」を講じておりますが、少子化対策については抜本的な解決策が見つからないのが現状であります。

このような状況の中、少子化部会では、小豆島町独自の政策といたしまして、平成20年度予算に3つの事業を計上しております。

まず第1の事業といたしましては、こうのとりのプラン、特定不妊治療助成事業でございます。これは子供が欲しいために不妊治療を行っている夫婦に対し治療費の一部を助成することにより、治療に要する経済的負担の軽減を図るものでございます。

第2の事業といたしましては、ベビーサロン事業でございます。町営の施設内にベビーサロンコーナーを設置し、子供連れの親、母親などが自由に過ごせる場所、時間を提供する事業でございます。親同士が気楽に交流し、育児などの情報交換することで、子育て中の孤立感の解消、虐待予防にもつながるとともに、第2子、第3子の出生に結びつけていこうとするものでございます。

第3の事業といたしまして、先ほど植松議員のご質問でお答えいたしましたスイートハート事業、出会いの輪創出事業でございます。

これらの事業を行うことで、小豆島町の少子化の進行を少しでも食い止めることができればと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の質問は、橘トンネル前後の国道改良の早期完成に向けて地元町も努力すべきとのことですが、ごもっともな意見と思います。取り組みの詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

4点目の小豆島観光協会に関する質問にお答えいたします。

17番浜口議員のご指摘のように、平成20年度から2年間は私が小豆島観光協会の会長を務めることとなっております。専務理事や事務局をどういう体制で臨むのかというご質問ですが、基本的な体制につきましては社団法人小豆島観光協会理事会及び総会の中で結論が出されるものでございますので、今後関係各位のご意見も拝聴しながら、よりよい組織体制を目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、観光客の減少は憂慮すべきであると思っておりますが、平成19年におきましては、わずかではございますが入り込み客は前年よりも増加しております。このような中オリーブ植栽100周年を迎える本年は、観光協会のみならず各界の協力により、年間を通して各種のイベントを展開するオリーブ百年祭を開催いたします。このオリーブ百年祭を一過性のものに終わらせることなく、以後もオリーブを初め地域資源を生かした事業を継続して展開することにより、小豆島観光の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。浜口議員を初め観光関連事業者のご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 17番浜口議員の3点目のご質問にお答えいたします。

現在、吉田から安田の間では、県営事業といたしまして、安田古郷地区から橋餅山地区の間のトンネルを含めた道路改築事業を初め、橋集落内の南風台方面から橋庵付近にかけての道路改良事業と、また橋と岩谷の間の道路防災工事を進めております。

町としましては、国や県に対しまして機会あるごとにこれらの事業の早期完成を強く要望するとともに、用地買収交渉等につきましては県に全面的に協力を努めているところでございます。おかげをもちまして、橋と岩谷の間の道路防災工事につきましては舗装工事以外は平成19年度末までに完了しまして、舗装工事も平成20年度早々に実施されることになっております。また、橋集落内の南風台方面から橋庵付近にかけての道路改良事業につきましても先月末までにすべての用地買収と物件補償の契約締結も完了いたしましたので、平成22年度末の完成目標に向けて、平成20年度から工事に着工する予定となっております。

さらに、現在トンネル前後の工事を進めております道路改築事業につきましては、この事業の核となりますトンネル掘削工事も平成22年1月29日までの工期としまして入札も既に終わり、現在仮契約の段階でございますが、あすが県議会最終日でございますけど、その県議会での議決を経まして本契約締結となり、本格的なトンネル工事に着工される運びとなっております。

一方、道路改築事業の用地買収で、安田古郷地区内の1件、地目田んぼで、用地買収面積は約180平方メートル程度ですが、1件が未契約でございますが、これにつきましては、トンネル掘削工事やトンネル前後の用地買収が完了している区間の工事と並行いたしまして、粘り強く、誠意を持って交渉を進めていくと県から伺っておりますので、県も一緒に力を出していきたい、そのように考えております。

なお、福田小学校と安田小学校の統合には間に合いませんが、交通の安全性、また快適性、時間短縮など、あらゆる面で重要な事業でありますので、目標としております平成24年度末までの全線完成に向けまして、町といたしましても県と連携をとりながらさらに努力していきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもご支援のほどよろしくお願い申し上げます、終わります。

議長（中村勝利君） 17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 先ほど、島内に住む若者の子づくりというんか、そういうもんについてのお話がありましたけれど、やはり絶対数が少ないんですね、若い人の。そういう意味で、独身の若い子供を産める世代いうんか、そういう人たちが小豆島へ来たい、移

り住みたいという、そういうまちづくりいうんが大事ではないかなと思います。

聞きますと、退職されたような方がだんだんと小豆島へ移り住んできておりますが、その人はちょっと子づくりには手おくれであります。そういう意味でやっぱり二十歳前後のそういう若い方々が小豆島町へ住みたいという、そういうまちづくりをひとつ目指していただきたいと思うわけであります。

以上です。

議長（中村勝利君） 答弁よろしい。

（17番浜口 勇君「はい答弁してもらおう」と呼ぶ）

住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 先ほど、浜口議員のご質問にありましたように、確かに若者は少なくなっております。そういうな中で、浜口議員がおっしゃるように、都会の方と小豆島の住んでおる人と一緒になるというのは、それは大いに結構なことだと思います。ただ、その辺で平成19年度中にちょっと調べてみますと、土庄町の方でそういうふうな事業をやった結果、何か宝塚の方の女性グループと小豆島の若者が交際をすることができるようになったというようなことも聞いております。私ども小豆島町としましても、今後少子化対策の一環として、そういうふうなものにも取り組んでいったらなと思っております。よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題とします。

3月4日、本定例会の会議録署名議員として植松議員を指名しましたが、途中退席されましたので、会議規則第118条の規定により、新たに会議録署名議員として山中議員を追加指名します。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は次の4点についてお尋ねをいたします。

まず初めに、5歳児健診を実施してはということであります。

母子保健事業は、妊産婦から乳幼児疾病の予防、健康の保持、増進を図ることを目的に各種の事業や健診を実施しており、安心して生み育て、子供たちが心身ともに生き生きと

健やかに育っていく上で大きな役割を果たしております。

ところで、3歳児健診が終わると就学前まで健診がなく、その間に発達障害などの異常が生じても家庭では気づかない場合があります。このようなことは早期発見することが重要であり、そのために5歳児健診が大事であると考えます。早期実現に向けて取り組んでいただきたいが、いかがお考えでしょうか。

2つ目に、特別支援教育支援員の取り組みについてであります。

平成19年4月より障害のある幼児・児童・生徒に対応するため、特別支援教育を行うことが明確化されました。本町でも、今年度より障害に応じた適切な教育を実施する上で支援員が配置されます。その役割は大きいものがあり、期待するものであります。サポートの内容や現状などについてお伺いをします。

3つ目は芸術村構想の取り組みについてであります。

施政方針の中で、香川県と連携して積極的な誘致に取り組むとともに、施設面などの条件整備を進めるとありますが、具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いをします。

4つ目としまして、オリーブ百年祭を記念して、毎月24日、1年間限定で映画村を無料開放してはということであります。本年度はオリーブ百年祭の記念すべき年を迎えました。いろいろイベントが展開されるようですが、この際「二十四の瞳」に合わせて毎月24日を1年間に限定し、入村料を無料にして開放してはいかがでしょうか。小豆島を大いに売る機会であります。早々に決定すれば、4月から無料開放は十分間に合うと思われませんが、ぜひ実施をしていただきたいですが、いかがお考えでしょうか。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

乳幼児に対する健康診査については、健康増進課が母子保健法に基づく乳幼児健診といたしまして、3カ月、7カ月、10カ月、1歳6カ月及び3歳児に健診を実施しております。また、保育所入所児に対しては児童福祉法に基づきまして年2回の健診、幼稚園入園児に対しては学校保健法に基づいて年1回、内科健診、歯科検診、聴力検査、視力検査などを実施しております。渡辺議員のご質問にございますように、幼稚園、保育所に行っていない幼児につきましては、3歳児健診以後、就学時健診まで健診の機会がないこととなります。

そのような中で、平成17年度4月から施行された発達障害者支援法では、発達障害を早期に発見し発達支援を行うことに関する国、地方公共団体の責務が明らかにされたところでございます。国においては、文部科学省が平成19年度から発達障害早期総合支援モデル

事業として全国で17地区を指定して、早期から総合的な支援のあり方について実践的な研究をしております。香川県下においては、東かがわ市と三木市が5歳児健診を実施し、健診内容もさまざまな取り組みがなされているようであります。

本町においても、これらを参考にして、正しい生活習慣や歯科保健、発達障害児の早期発見のため、アンケート調査の実施、家庭での子供の生活観察と発達相談及び健診内容、実施方法などについて、住民福祉課、学校教育課、保育所、幼稚園、保健師が連携を密にして、健診を受ける機会のない在宅幼児も含めた支援について検討したいと考えております。

2点目の特別支援教育支援員に関しましては、後ほど教育長から答弁をいたします。

3点目の芸術村構想の取り組みについてでございますが、これにつきましてはこれまでもお話をいたしましたように、オリーブや小豆島の風景が絵画の素材として多くの著名な画家に愛されてきたことに端を発しています。そのご縁もありまして、平成13年から香川県が主体となり、東京芸術大学の講師を招いた芸術大学交流事業、美術ワークショップイン小豆島がオリーブ公園を中心に開催されております。東京芸術大学の一流の先生方による指導はすぐれた文化活動であると認知されております。また、平成17年2月には東京芸術大学の教授が芸術村構想で島を視察に訪れたり、同年7月に東京芸術大学の芸術村構想シンポジウムに県関係者や旧内海、池田両町の関係者ら8名が参加し、香川県、東京芸術大学との関係を深めてきたところでございます。

その後、香川県の事情と小豆島の合併問題などで芸術村構想は中断を余儀なくされておりましたが、昨年末に香川県では文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例を制定し、芸術大学交流事業で築いた人的ネットワークを生かした芸術村構想の推進に向け体制づくりをしているところでございます。

本町におきましても、町民の文化芸術に関する意識の高揚を初め、余剰施設の利用、芸術家との交流、芸術家の移住、また町のイメージアップを図り、地域の活性化を目的とした芸術村構想につきまして、町職員で構成するプロジェクトチーム、アートアイランド推進部会を立ち上げました。本構想をアートアイランド事業の中核として位置づけ、東京芸術大学、香川県とも連携を保ちながら、本町を拠点とするアトリエで、地域の人たちの交流を深めながら、芸術家の創作活動を支援しようと種々検討しているところでございます。

具体的なことにつきましては、今後香川県とも協議しながら進めていくこととなりますが、現段階におきまして、簡易宿泊所、創作活動の場所などの確保が地元に求められてお

りまして、町内にあります余剰施設の有効活用とあわせて前向きに検討してまいりたいと思います。

なお、担当者レベルの段階ですが、香川県の方では新年度上半期に事業計画を策定し、実際に動くための裏づけとなります予算については9月補正で対応すると聞いております。本町におきましても、香川県と協調して芸術村構想の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

4点目の二十四の瞳映画村の無料開放についてであります。本施設は財団法人岬の分教場保存会が岬の分教場とあわせて管理運営を行っており、その費用のほとんどが入場料収入で賄われているところでございます。しかしながら、この施設は、住民の福祉の増進と文化の向上を図り、温かい人間愛を喚起し、人間形成に寄与することを目的としておりますので、町内の保育所、幼稚園、小・中学校、高校につきましては授業の一環や遠足の場合、申請があれば入場料を減免させていただくなど、町民の方々に優遇措置を講じております。

このような中、毎月24日だけを無料開放いたしますと、入場日によって入場料に大きな差が生じ、利用者に混乱を及ぼすおそれや、苦情の原因にもなるかと存じます。また、収支の面から考えましても、24日が休日や夏休みなどに当たりますと相当額の収入減が生じるおそれもありますので、大変難しいと考えております。

したがいまして、映画村といたしましては、百年祭とタイアップしたイベントの積極的な展開など、ソフト面の充実によりまして来場者に喜んでいただくことに重点を置くべきと考えております。

いずれにいたしましても、映画村など管理運営しております財団法人岬の分教場保存会の理事会や評議員会において検討し、事業計画などを決定していかなければなりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 2点目の特別支援教育支援員に関するご質問でございますけれども、先日の教育民生常任委員会でもご質問がございましたので、重複した答弁になるのかと思いますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

本町では、各学校、園ともに全教職員で特別支援教育の推進に努めておりますけれども、現在の教職員の体制だけでは十分な支援が困難な状態になってきております。その背景には、特別支援学級や通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする通級という制度により指導を受ける対象者が増加していること、通常の学級に在籍

する発達障害のある幼児・児童・生徒への教育的対応がますます求められていること、また障害の状態が多様化していることなどが上げられます。こういった状況は本町だけのものではなくて全国的な傾向であるために、文部科学省ではこうした状況を踏まえ、食事、排せつ、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LDの児童・生徒に対する学習支援、ADHDの児童・生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートなどを行う者を特別支援教育支援員という広い概念で整理し、渡辺議員様が言われますように、平成19年度から地方交付税により財政措置が講じられております。

本町では、支援を要する園児・児童・生徒に対応するため、平成20年度から特別支援教育支援員を小学校3校、中学校1校、幼稚園1園に各1名を配置することとしております。配置いたします特別支援教育支援員には、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任等と連携の上、基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助、発達障害の児童・生徒に対する学習支援、学習活動、教室間移動等における介助、児童・生徒の健康、安全確保関係、学校行事における介助、周囲の児童・生徒の障害理解促進等の役割を担っていただくこととしておりますが、幼児・児童・生徒一人一人の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、教育とともに適切な指導及び支援を行えるものと考えております。

さらに、特別支援教育の推進につきましては、それぞれの学校、園内にとどまらず、学校、園が福祉、医療、労働等の関係機関と連携しながら、幼児・児童・生徒の成長に沿って、乳幼児から学校卒業時まで一貫して実施していくものにとらえ、より一層充実を図りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 最初の5歳児健診であります。答弁の中にありましたように、これからアンケート調査あるいはまた各課とも連携をとって検討してまいるということでもあります。香川県にも1つの市と1町が実施されているようでありますが、本町でも、来年は難しいかなと思いますが、再来年ぐらいにはぜひ実施をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

また、特別支援教育であります。最近では障害児の子供さんも健常児の子供と同じように普通学級で支援を受けるというようなことでもあります。勉強するということでもありますので、この制度は非常に大きな効果があるからというふうに思っております。ぜひ続けてやっていただきたいなと思います。

また、オリーブ百年祭であります。100年に1回の機会というようなことでもあります。

ので、これは毎月というような質問であります、たとえ毎月でなくても、何回かでも頑張っていていただければというふうに思います。

確かに、入場料が減ということは十分考えられておりますが、そのほかの効果も、無料開放すれば、売店もあるし、また食堂もあるというようなことで、またいろんな面で大きな効果が生まれてくるのではなからうかと思えます。ぜひ何回かでもできるように考えていただきたいんですが、この点だけちょっと答弁をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 二十四の瞳映画村の無料開放についてでございますが、できれば無料の日を何日かこしらえてやっていただいたらどうかということでございますが、ご存じかと思えますが、一昨年ですか松竹座をつくりました。1億2千万円か3千万円の金入れて、そして借金をかなりしてます。それを今返済中であります。そういうなこともご承知おき願いたいと思ひます。無料にできれば非常にいいんですが、やはり経営というものなかなか簡単にそういきせん。そういうことで、今は財政的にちょっと返済をする苦しい時期でありますので、ご承知おき願いたいと思ひます。松竹座というのはキネマの庵でございますので、訂正いたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は25分。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時24分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は内海地区の小学校の統合問題について、教育長、町長のご意見を聞きたいと思ひます。

内海地区の学校統合は本庁舎方式への転換と同じく、喫緊の重要課題であると思ひます。しかしながら、昨年12月に検討委員会の設置がされましたが、まだ一回も会合が持たれておらず、なかなかこの問題に対する意気込みが見えてない感じがします。旧町での答申である程度の方向性が示されているとはいえ、なかなかすんなりとはいかない問題です。しかしながら、近いうちに起こるであろうと考えられる東南海・南海地震において、子供たちの安全、また今町が抱える少子化、財政問題を考えると、早い段階での対策が必要であると思ひます。また、財政厳しい県においても学校の耐震化施策に前向きな姿勢で取り組んでいこうとしています。

そこで、早急な検討が必要であると考えますが、これからの検討委員会のプロセスを伺います。

また、町長に対してですが、施策の方針で、検討委員会の検討とあわせて耐震化や老朽化への対応など施設の計画的な整備の検討とありますが、旧町時代にも経験した結局はむだなことであったと言われたいような施策がこの厳しい時代必要であると考えます。また、強い意気込みを持って進めていかなければいけないと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番安井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にございますように、厳しい財政状況の中、むだな投資をせず、効率的に施設整備を行うことは最も重要であると思っております。このため、特に学校施設については、町学校再編整備検討委員会を設置し、統合を含めて耐震や老朽化への対応など、施設の計画的な整備の検討をいただきたいと考えております。一方で、統合を進めることは地元から教育活動の拠点が失われることに対する懸念があり、学校と地元が協力し合い築いてきた地域の良好な関係が崩れるのではないかという不安も大きいと思います。

いずれにしましても、児童の立場に立った建設的な検討を行っていただき、本町の将来を担う子供たちにとってよりよい教育環境を確保することが最優先されるべきであると考えております。

学校再編整備検討委員会の具体的なことについては、教育長から答弁をいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 7番安井議員のご質問にお答えいたします。

町学校再編整備検討委員会につきましては、町立学校等の将来構想及び施設整備を計画することを目的に、議会の代表の方5名、住民代表6名、保護者の代表7名、学校代表6名の24名の方に検討委員をお願いし、昨年10月末に委員会のみ設置いたしております。

本検討委員会での具体的な検討内容でございますけれども、小学校の統合問題だけでなく、幼稚園、中学校の統廃合も含めて、町内の学校等の施設のあり方について検討をいただくことにしております。

統廃合のその後の経過を少しお話ししますと、安田小学校と福田小学校の統合につきましては、1月に福田小学校からの統合に関する要望書が出されるとともに、2月には安田小学校の対策協議会を設置し、第1回の会議を開催いたしております。また、1月末には、池田小学校の2次耐震診断及び補強計画業務が完了いたしております。耐震性の基準

につきましては、一般的に耐震指標である I_s 値が0.6以上で耐震性があると判断になりますけれども、文科省では0.7までが耐震補強の補助対象となっております。池田小学校の耐震診断の結果でございますけれども、南棟の1階が0.569、2階が0.616、3階が1.010、それから北館の1階が0.454、2階が0.519、3階が1.223であり、南館の1階と北館の1階、2階が0.6以下となっております。また、南館の2階も0.7以下であるために耐震補強の補助対象となりますので、これを含めた耐震補強計画の概算事業費が約1億2千万円となる見込みでございます。特に、池田小学校につきましては、地域性、生徒数の推移、校舎の建築年数等を総合的に判断して、本委員会での統合検討の対象外になると思われることから、現時点での予定として平成21年度に耐震補強工事を実施する方向で、財政、所管課との協議を進めてまいりたいと考えております。

話もとへ返りますけれども、再編検討委員会の方の今後の検討の進め方及びスケジュールでございますけれども、安井議員さんご指摘のように、まだ一度も会議自体は開いておりませんというのが実情でございます。この会議でございますけれども、4月4日に第1回目の検討委員会を開催する予定で、案内の準備を進めております。この委員会の中では、正・副会長を選任した後、本町の教育施設の現状等についてまずご説明を申し上げたいと思っております。その後、教育委員さんのご意見にもよりますけれども、旧内海町で検討したときと同様に、幼稚園、小学校、中学校の3つの部会を構成し、具体的なご検討、ご協議をいただき、全体としての答申を平成20年度末までにまとめていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 町長の意気込みなんですけど、前回の答申である程度の方向性は出ておると思います。その中で、町長としてはどう、いろんな人の意見を聞きながらというふうな、旧町時代で聞いた結果があれだったと思いますけど、今から進めていく中である程度はもう町長のお考え自体もあるんじゃないかなと思います。その辺、お伺いできたらお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 町長自身の考え方、方向づけ、持っておったら申し述べよということでございますが、各検討の委員会の委員のご意見を聞いて、それから判断させていただきたいと、かように思っております。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） もう最後になりますけど、一つ確認だけさせてもらいたいと思

ます。前回、内海町の中での検討委員会が出てきた部分はある程度尊重するというふうな考えでいいものかどうか、その辺だけお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 前回の考え方からしてどうかというようなことでございますが、前回の考え方も参考にして、それを尊重して、また皆さんのご意見も聞いて、それから判断したいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 皆さん大変お疲れと思いますが、私の方からは次の3点について質問いたします。

まず1点目は、植松議員の質問と重複する点もありますが、出会いの輪創出事業ということで、男女の出会いや交流の場づくりとして社会福祉協議会と連携して出会いの輪創出事業を実施しますとのことですが、土庄町では少子化対策室を設置し、3人の職員が担当、おせっかいツアーを2回実施して、何組かのカップルが誕生、小豆島町の人に参加して結婚した組もあります。我が町においても少子化問題について真剣に取り組んでいる会があります。行政の部会、少子化対策プロジェクトは各課から該当するような職員8人で構成していると聞きます。社会福祉協議会と連携してと言うが、行政の行動が余りないように思えます。この事業はどのように計画されていますか。

行政の対策室と民間グループが合同プロジェクトを編成してはどうかという意見もあり、民間の若い人の意見を取り入れるなど、もっと活発にする考えはないですか。

オリーブ百年祭のイベントの一つとしてマスコミにも協力していただいて、島外の人を募集する出会いや交流の場づくりを計画してはどうか、町長にお伺いします。

2点目ですが、交通安全対策の自転車に対する取り組みはということで、平成18年9月議会でも交通問題について質問をいたしました。このときは飲酒運転による議題を取り上げました。交通弱者の事故防止や、交通死亡事故の撲滅に向けて、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上、通学路の点検整備など、関係機関と連携しながら交通安全対策に取り組んでいきますとのことですが、ことし6月、道路交通法の自転車についての改正規定、自転車安全利用五則が施行されます。どのような啓発活動を考えていますか、町長にお伺いします。

3点目、観光の振興、観光客に対する接客態度はということで、本年4月にはオリーブ百年祭が開幕し、1年間を通してさまざまなイベントが展開されます。小豆島オリーブの

ブランド化とともに産業と連携した観光振興を図りますとのことですが、観光客に対する接客態度は大丈夫ですか。これでもあなたは小豆島に行きますかというメールを私は見ました。草壁港、池田港、ふるさと村などでの悪いうわさを聞きます。観光客の視点で、小豆島町観光協議会を中心に接客態度の研修をして対応すべきではないですか、町長の考えをお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねの出会いの輪創出事業につきましては、10番植松議員のご質問にもお答えいたしましたので、お答えしていない部分について答弁をいたします。

昨年度、社会福祉協議会において実施いたしました独身男女交流事業バスツアーにつきましては、平成20年度も継続して実施していく予定となっておりますことから、出会いの輪創出事業とともに両事業を進めていくことで一組でもカップルが誕生するよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、民間のグループと合同プロジェクトを編成してはどうかとのご意見でございますが、先般町内の若者で組織されております団体との間で小豆島町の状況、少子化の問題点、今後取り組もうとする事業等について意見交換を行ったところでございます。

また、オリーブ百年祭のイベントとして島外の方との出会い、交流を計画してはとのことでございますが、小豆島町の独身男女が積極的に各種記念イベントに参加することにより自主的な交流を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目の自転車の交通安全対策についてでございますが、自転車事故が増加するとともに、自転車が歩道を無秩序に通行している実態を踏まえ、平成19年6月20日に道路交通法が改正されたのに伴い、中央交通安全対策会議、交通対策本部から自転車安全利用五則が発表されました。これにつきまして、本年6月19日までに施行されることとなっておりますが、小学生以下と中学生以上によって歩道での通行規制に違いがございますし、本町の道路事情によっては中学生以上の車道通行が危険な場所もあろうかと思えます。そのような点につきまして、町といたしましても地域の交通事情のもとで警察機関、学校関係者とも協議して、現状に合わせた啓発が必要と考えておりますので、特に自転車に限った啓発でなく、交通安全全般の啓発の中で安全な自転車利用も含めた住民の交通安全意識の高揚を図っていきたいと考えております。

3点目の観光客に対する接客態度につきましては、担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 3番森口議員のご質問のうち、観光客に対する接客態度につきましてお答えをいたします。

ご承知のとおり、本年は小豆島にオリーブが根づいて100周年という記念すべき年であり、各種団体の協力を得ながら、年間を通して各種のイベントを展開してまいります。今後におきましても、継続できるものは継続したいと考えており、まさにオリーブ元年と位置づけ取り組んでおります。

一方、島を訪れる観光客に対し、一人一人がもてなしの心を持って接することはとても大切なことだと思っております。温かく、人情味あふれる対応を受けた方はまた小豆島に来てみたいと思ってくれるに違いないと考えておりますので、ご指摘のような事例はできる限り少なくしなければならないと思っております。

このような中、小豆島町観光協議会では、オリーブ百年祭を迎えるに当たり、受け入れ側の立場からもてなしの心による接客とオリーブの基礎知識を得ていただくことを目的に、観光マナー＆オリーブ講座をあす3月19日の午後1時から開催すると聞いております。この研修会が今回一度の開催にとどまらず、今後におきましてもこのような取り組みが行われますよう、町といたしましても協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） まず1点目の出会いの輪ですが、これは民間と会議を開いたということも私聞いておりますし、その内容も実はいただいております。これ全部かどうかわかりませんが、いただいておりますが、これを見る限り、やはりもう一つ行政の方は積極的でないなという感じがしたから、こういう発言をさせていただいたと。ですから、先ほど提案しましたように、マスコミを利用すると言うたら言葉は悪いんですが、やはりお願いして、先ほど浜口議員さんのときにも出ましたけども、島外から募集すると、こちらに目を向けていただいて、やはり一人でも多く小豆島を訪れて、そして住んでいただくと、こういうことになれば一番いいのかなということでも十分検討していただきたいと。でなかったら、この出会いの場というのは少子化対策につながっておりまして、子供がいなくなりますと町は成り立たなくなる。学校問題も先ほどから出てますが、当然子供がいなくなったらおのずと町は滅びます。最近に限界集落とか、いろいろ出てますけども、そういうことになっても困りますので、なってからではもう打つ手がないというか大変なことになるのではないかなと。これ産業界においても同じだと思います。工場で働く人がいなくなると、こういうことにつながっていきますので、そのあたりは十分検討していただきたい

いと思います。やったからすぐに結果が出るとは思いませんが、そういうことについて、もう少し具体的に突っ込んだ回答いただきたいと。

それから、交通対策なんですけど、これは学校とか老人会などを対象にいろいろ交通教室をしておると、前回の答弁ではそういうことだったんですが、実際そういうなときには守る人が出てきて、それが終わって、一般に走ったりするときにはとんでもないことをすると。事故を起きておるのを見ると、やはりそういうなケースが多い。実は、私もきのう横から飛び出されまして、事故になる寸前で難を逃れたということがありますけども。やはり日ごろからそういうな会だけでなく、住民がもっと気持ちを持っておるような指導といいですか、そういう会を十分にしていきたい。これに対して答弁をお願いします。

それからもう一つは、接客のもてなしの心というのはあす会議があるようなんで、これは期待しております。

そういうことで、さきの2つ、ちょっと答弁いただきたいんですが。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点目の少子化対策ですね、これは申されたとおり、小豆島の盛衰を制する最も大事な問題でありまして、20年、30年先を考えると、大変なことになるとなたもそう思っておると思いますし、また小豆島だけでない、日本の地方はほとんどそういう、強弱はありますが、憂き目になるかと思えます。小豆島町は高齢化率が香川県ではトップだと、34%だというふうな、特にそういうことでございまして、我々としてはいかに立派な案をつくっても、後、小豆島を背負って立つ人たちがいなければどうにもならないということはもう当然でございます。そういう点で、何からでもええから、1組でも2組でも結婚していただき、また子供を産んでいただくような方策にできる限りの精力を尽くしていかなければならないと、こう思っております。そういう点で、行政も非常に多岐にわたって仕事を控えておるわけですが、その中にありまして常にそういうことについては積極的にいいと思う、できる範囲で精いっぱい取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、いろいろといい案がありましたらまたご指導していただきたいと、こう思います。

2番目の交通安全につきましては、総務課長の方から答えさせます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 前にもご質問いただきまして、そのときにも申し上げましたが、とにかく交通マナーの向上、町民皆さんの底上げということでは非常にこれは難しい、息の長い仕事だと思えますが、前も申し上げましたとおり、取り締まる前に指導しな

さいというようなことは警察の方にもお願いをしております。特に今回自転車に關します五則の中で、幼児、児童については歩道を通っても構いませんよと、自転車。ところが、中学校以上になりますと、車道を通りなさいというようなことが、これ原則の中に入っております。ところが、現実の問題といたしますと、中学校では生徒に危ないから歩道を走りなさいという指導をしておるわけでございまして。確かに、室生峠なんかに見られますように、ああいった細い、1車線しかないところで歩道は細い、歩道から落ちたらどうするかというようなところ高校生自転車を通っておりますが、こういった地域地域の状況も考えないけませんし、広い歩道のところはこのごろは自転車も通って構わんというような標識がついておると思います。こういった場合は自転車は車道側を気をつけて走りなさいよというようなことではございますが、そういうようなことで、その児童・生徒によって取り扱いが違ふといったことについては、これは学校と十分協議をしながら、生徒に対してまた原則は車道ですよというようなことを指導していただかないかと思っておりますが、全般的には、町長から答弁いたしましたように、いろんな交通安全の意識啓発を行う機会に、自転車についても6月からこういうふうになりますよというご指導をしていきたいという考えでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） この今の五則という話ですが、これについて住民に本当に知らず、どういうふうを考えておられるのか。というのは、身近に最近飲酒運転の問題、自転車は大丈夫という誤解を持っておる方がほとんどだろうと思うんです。きのうもニュースで出てましたけども、どうも救急車運ばれた人は酒飲んで自転車で走っておったと、こういう例もあります。これは警察に聞きますと、お酒飲んで自転車乗って、これはだめですよと、例外いうんはありませんから、車乗っとんと同じような結局違反になりますと、こういうことです。この五則というのは、私実はいろいろ新聞の記事を切り出しておるんですけども、案外知らん人が多いん違うかなと。前々から傘を差して自転車乗るというのもだめやと、それから2人乗りもだめやと、こういうなんもだめだと言いながら、実際には走っておると。道路が狭いわけですから、なおさらこういうような行為はやはり問題になるということで、十分な周知をして、事故のないように。取り締まりに遭うとかなんとかというより、やはり事故に遭うということは、例えば車とやりますと車の運転手さんが今度は被害者になると、こういうことになりますので、そのあたりは十分担当課としても住民に知らせてほしいなということでよろしく。終わります。

議長（中村勝利君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

次回はあす3月19日水曜日午後1時30分より会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時54分